

S-GAP農場評価制度実施要領

平成28年10月17日農林部長決裁

平成30年2月2日一部改正

令和元年5月14日一部改正

令和2年10月29日一部改正

令和3年7月1日一部改正

令和3年12月6日一部改正

令和6年10月31日一部改正

令和8年3月24日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、S-GAP農場評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本制度を円滑に運用するための事務手続き等について定めるものである。

(申請の手続き)

第2条 要綱第4条に規定するS-GAP農場評価対象者が評価を受けようとする場合は、S-GAP農場評価申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に取組確認シート（要綱別添1）を添付し、事務所所在地の存する市町村を管轄する農林振興センター所長に提出するものとする。

(申請書の受理)

第3条 申請書が提出された農林振興センター所長は、遅滞なく当該申請書を審査し、その内容が適正と認められる場合は、それを受理する。

申請書の記載事項や添付書類の不備など、申請形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて補正を求める。

(評価実施日の決定)

第4条 申請書を受理した農林振興センターは、申請者と速やかに日程調整を行い、評価実施日を決定する。

農林振興センターは、農産物安全課及び申請事案に関連する他の農林振興センターの支援が必要と判断される場合は、評価実施日の決定後速やかに農産物安全課に支援要請等を行うものとする。

(評価)

第5条 評価は、S-GAP農場評価シート（要綱別添2）及びS-GAP農場評価判断

マニュアルに基づき実施する。要綱第5条に規定するS-GAP農場評価員は、要綱第6条第1項に基づき申請者の農場を評価する。

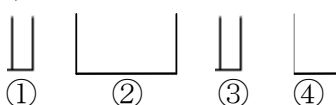
(評価結果の通知)

第6条 農林振興センター所長は、要綱第6条第3項に基づき、S-GAP農場評価の結果についてS-GAP農場評価結果書(様式2)を申請者に通知する。

要綱第6条第2項に規定する実践農場または実践農場plus(以下、「実践農場等」という。)には、S-GAP実践農場評価書(様式3)を併せて通知する。

2 S-GAP実践農場評価書に記載するS-GAPナンバー(以下「SGN」という。)の付与方法は次のとおりとし、実践農場等が確実に特定できるようにする。

(付与方法の例)

SGN: 春 0001 V 16


- | |
|---|
| <p>① 農林振興センター略号
 さ: さいたま、川: 川越、東: 東松山、秩: 秩父
 本: 本庄、大: 大里、加: 加須、春: 春日部</p> <p>② 番号: 4桁の連番</p> <p>③ 作物
 V: 野菜、F: 果樹、C: 穀物、T: 茶</p> <p>④ 年度: 西暦下2桁</p> |
|---|

※更新の場合は④の年度を修正する。

3 農林振興センター所長は、毎月初めにS-GAP実践農場リスト(様式7)(以下「リスト」という。)を農産物安全課長に提出する。

(集団評価)

第7条 要綱第6条第4項に規定する集団評価については、別に定める。

(是正評価)

第8条 評価の結果、実践農場等として評価されなかった場合、当該申請者は、評価結果を受け取った日から3か月以内(是正期間)にS-GAP農場評価是正評価申請書(様式4)(以下「是正評価申請書」という。)を第2条で申請した農林振興センター所長に提出できるものとする。

2 是正評価申請書が提出された農林振興センターは、是正箇所について評価し、その結果を第6条に準じて通知する。

(更新)

第9条 希望する者は、実践農場等を更新できるものとする。

- 2 更新評価に関する事務手続きは別に定める。

(確認)

第10条 農林振興センターは、要綱第6条第5項に規定する確認を行う場合は、対象とする実践農場等をリストから選定するとともに、日程調整を行い、確認日を決定する。

- 2 確認は、取組確認シートを使用した他者評価によって行うものとする。
- 3 農林振興センター所長は、確認後、その結果についてS-GAP実践状況確認結果書(様式5)を当該実践農場等に通知する。
- 4 確認の結果、要綱第6条第2項に規定する要件を満たさなかった場合、当該実践農場等は、確認日から1か月以内に是正評価申請書を当該農林振興センター所長に提出できるものとする。
- 5 是正評価申請書の提出がなかった場合又は是正評価の結果、要綱第6条第2項に規定する要件を満たさなかった場合、農林振興センター所長は、当該実践農場等の評価を要綱第6条第6項に基づき取り消す。
- 6 農林振興センター所長は、確認を行った年度の翌年度5月末日までに、確認の結果についてS-GAP実践農場確認結果報告書(様式8)を農産物安全課長に提出する。

(民間GAP認証農場の取扱い)

第11条 要綱第3条に規定する「民間GAP認証農場」の生産者は、実践農場plusの評価基準を満たしているため、既に実践農場plusになっているものとみなす。

- 2 「民間GAP認証農場」の生産者のうち実践農場評価書の交付を希望する者は、申請書に民間GAP認証取得を証明する書類の写しを添付し、事務所所在地を所管する農林振興センター所長に申請する。申請を受けた農林振興センター所長は、第3条に基づき当該申請を審査し、その内容が適正と認められる場合は、S-GAP実践農場評価書を申請者に通知する。なお、その際有効期間は、通知日から3年間とする。

(取消し)

第12条 農林振興センター所長は、要綱第6条第6項に基づき、実践農場等の評価を取り消す場合、S-GAP実践農場評価取消書(様式6)を当該実践農場等に通知し、その写しを農産物安全課長に提出するとともにリストから当該農場を削除する。

附則

この要領は、平成28年10月20日から施行する。

この要領は、平成30年2月2日から施行する。

この要領は、令和元年5月14日から施行する。

この要領は、令和2年10月29日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月6日から施行する。

この要領は、令和6年10月31日から施行する。

ただし、様式1については、従前の要領の様式を令和6年12月31日まで使用できるものとする。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。